

令和6年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区
鹿妻穴堰頭首工沈砂池等改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

国営施設応急対策事業盛岡南部地区鹿妻穴堰頭首工沈砂池等改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営施設応急対策事業盛岡南部地区の事業計画に基づき鹿妻穴堰頭首工沈砂池及び取付水路の改修等を行うものである。

2. 工事場所

岩手県盛岡市上太田穴口地内及び滝沢市大釜沼袋地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

コンクリート補修工

施工延長 L=239.1m

沈砂池 L=45.0m (B13.0m×H3.55m)、取付水路 L=194.1m (B 8.5m×H2.0m)

内訳

表面被覆工（吹付工法）	A=3,141 m ²
-------------	------------------------

断面修復工（左官工法）	A= 2.2 m ²
-------------	-----------------------

ひび割れ補修工（ひび割れ注入工法）	L= 13.2m
-------------------	----------

ひび割れ補修工（充填工法）	L= 3.2m
---------------	---------

目地補修工（目地充填工法）	L= 13.0m
---------------	----------

仮設工	1 式
-----	-----

頭首工左岸進入路工

水田仮畦畔設置	L=226m
---------	--------

取水管布設	L=59m
-------	-------

4. 工事数量

別紙ー 1 「工事数量表」のとおりである。

第 3 章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 72 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和6年10月7日から令和7年3月10日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年10月6日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

3. 工程制限

沈砂池及び取付水路の補修は、落水期間の令和6年11月1日～令和7年3月10日の期間に行わなければならない。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

（1）騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）濁水処理対策

1）受注者は、高圧洗浄後の排水について、濁水処理対策の要否を確認するための水質試験を実施し、結果を監督職員へ報告しなければならない。

なお、試験の方法、時期等については、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

2）排水基準は、環境省「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」に基づき、次のとおりとする。水質試験の結果、濁水処理対策が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

水素イオン濃度（PH）：5.8～8.6

浮遊物質（SS）：25mg/L 以下

（3）保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先するものとし、事故防止に努めなければならない。

2. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

3. 関係機関との調整

本工事の施工に際しては、関係者とトラブルを生じないように、施工計画について十分に連絡調整を行わなければならない。

4. 関係法令

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第5章 指定仮設

1. 仮囲い工

施工に当たっては、風、雨、雪、外気温から施工環境を確保するため、契約図面に示すとおり補修範囲に仮囲い工を設置するものとする。

施工性や現場条件からこれにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。

2. 除雪工

本工事において除雪は計上していないが、施工に伴い必要となった場合は実績により変更する。

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

3. 水替工

工事現場内における水替工は計上していないが、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙ー2に示すとおりである。なお、既設公道を進入路として利用することとしているが、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には監督職員と協議すること。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用資材の仮置場は、発注者が確保している工事用地内に仮置するものとする。工事用地のうち、農地には土木用シートの敷設は見込んでいない。

第 7 章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第 8 章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成30年 5 月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 表面被覆工（吹付工法）

表面被覆材（ポリマーセメントモルタル（繊維入り））

試験方法等		規格値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 $18 \text{ mm} / \sqrt{t^{*1}}$ 年以下）	
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5 N/mm^2 以上
		多湿条件	1.5 N/mm^2 以上
		低温条件	1.5 N/mm^2 以上
		水中条件	1.0 N/mm^2 以上
		乾湿繰り返し条件	1.0 N/mm^2 以上
付着強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	温冷繰り返し条件	1.0 N/mm^2 以上
		21.0 N/mm^2 以上	

試験方法等		規格値
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案) ^{※2} (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

※1： $\sqrt{t}$ t =経過時間（年）

※2：農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）

（2）断面修復工（左官工法）

断面修復材（ポリマーセメントモルタル(繊維入り)）

試験方法等		規格値
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件 1.5N/mm ² 以上
		多湿条件 1.5N/mm ² 以上
		低温条件 1.5N/mm ² 以上
		水中条件 1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
		温冷繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561（28日養生）	21.0N/mm ² 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 18 mm/ $\sqrt{t}$ ^{※1} 年以下）
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

※1： $\sqrt{t}$ t =経過時間（年）

※2：農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）

（3）ひび割れ補修工（注入工法）

樹脂系ひび割れ注入材

試験方法等		規格値
注入性の試験	JIS K 6833	粘度 1.0Pa・s 以下又は チキソロピック係数 4 ± 1
可使時間の試験	温度上昇法	可視時間 30 分以上
硬化収縮試験	JIS A 6024	硬化収縮率 3%以下

試験方法等		規格値	
付着強度試験	JIS A 6024	各試験条件における接着強さ	
		標準条件（乾燥面）	6.0N/mm ² 以上
		特殊条件（湿潤面）	3.0N/mm ² 以上

(4) ひび割れ補修工（充填工法）

ひび割れ充填材（可とう性エポキシ樹脂）

試験方法等		規格値	
引張強さ試験	JIS K 6251 1号ダンベル形状 引張速度200±20mm/min 標準条件：JIS K 6250 6. 試験室の標準条件で14日間養生を行う。	各試験状況における引張強さ	
		標準条件	1.0N/mm ² 以上
		低温条件	1.0N/mm ² 以上
		加熱劣化条件	1.0N/mm ² 以上
伸び試験	低温条件：標準条件の養生後、0±3℃で16時間養生を行う。 加熱劣化条件：標準条件の養生後、80±3℃で14日間養生を行う。	各試験条件における伸び	
		標準条件	30%以上
		低温条件	30%以上
		加熱劣化条件	30%以上
引張接着強さ試験	JIS A 1439 5.20 引張接着性試験	標準条件	最大引張応力 1.0N/mm ² 以上
引張接着時伸び試験			最大荷重時伸び率 10%以上

(5) 目地補修工（目地充填工法）

目地補修用充填材

試験方法等		規格値	
促進耐候性試験	JSCE-K 511 試験条件 セパンアーグラ [®] 式 1,000 時間または サンシャーカーボンアーク 600 時間	膨れ、ひび割れ、剥がれがないこと	
付着強度試験	JIS A 1439 5.20 引張接着性試験 被着帯：モルタル 標準条件：JIS A 1439 5.20 に示す養生を行う。 水中条件：JIS A 1439 の 5.20 の養生後に 23℃の水中に 28 日間浸漬を行う。 低温条件：JIS A 1439 の 5.20 に規定する試験体制作後に 5℃で 28 日間養生を行う。	各試験における最大荷重時伸び率 標準条件：100%以上	
		標準条件	100%以上
		水中条件	60%以上
		低温条件	100%以上

試験方法等		規格値
止水性試験	目地充填工法の止水性試験方法 (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3 分)。	漏水が認められないこと
伸縮追従性試験	JIS A 1439 の 5.17 の「耐久性試験」における目地幅の拡大・縮小。 変形率±20%×繰返し回数 3,650 回*1。評価は JIS A 5758 の 8. 「検査」による。	剥離・破断のないこと
重量変化率試験	水中浸漬前後での重量増加の確認 試験体：JIS K 6251 のダンベル 2 号試験体 試験体の養生：JIS A 1439 5.20 の養生後、吸水前の重量を測定し、その後、23℃の水中に 28 日間浸漬した後の重量を測定する。	吸水率 10%以下
引張接着性試験	JIS A1439 5.20 引張接着性試験 試験条件 試験体：JIS A1439 5.20 の養生 被着体：モルタル	50%引張応力モジュラス 0.2N/mm ² 以上

(6) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等（工事看板、掲示板等）においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
表面被覆材（ポリマーセメントモルタル（繊維入り））	試験成績書・カタログ・配合報告書	
断面修復材（ポリマーセメントモルタル（繊維入り））	試験成績書・カタログ・配合報告書	
樹脂系ひび割れ注入材	試験成績書・カタログ・配合報告書	
ひび割れ充填材	試験成績書・カタログ・配合報告書	
目地充填材	試験成績書・カタログ	
各種プライマー	試験成績書・カタログ	

材料名	提出物	備考
バックアップ材	カタログ	

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
ポリマーセメントモルタル (繊維入り)	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
樹脂系ひび割れ注入材	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
樹脂系ひび割れ充填材	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
目地充填材	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
プライマー	外観・数量	現場搬入時
	空缶数量	施工完了後、空缶確認を行う。
バックアップ材	外観・数量	現場搬入時

第 9 章 施工

1. 一般事項

(1) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対 象	備 考
下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で 1 箇所(左右側壁及び底版の 3 点)	—	施工後
表面被覆工 (無機系)	外観、付着強度、 被覆厚さ	〃	—	施工後
ひび割れ補修工 (注入工法)	長さ、外観	初期施工段階で 1 補修箇所	—	施工後
ひび割れ補修工 (充填工法)	切削幅及び深 さ、外観	〃	—	施工後

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対 象	備 考
断面修復工 (左官工法)	はつりの長さ・ 幅及び厚さ、外 観、鉄筋処理状 況	初期施工段階で1箇所 各補修箇所	—	施工後
目地充填工法	切削幅及び深 さ、外観	初期施工段階で 1 箇所(左 右側壁及び底版の3点)	—	施工後
目地補修工 (バックアップ材)	外観	〃	—	施工後

2. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (既設目地)	(株)有田屋 鬼柳プラント	北上市上鬼柳 5-35-1 他	8時～17時	最終処分業者
無筋コンクリート	岩井建設(株)	岩手郡雫石町御 明神籬野 405, 406-1	8時～17時	再資源化施設 業者

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4. コンクリート補修工（沈砂池・取付水路）

（1）準備工

- 1）水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。
- 2）湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理及び水替え等について監督職員と協議するものとする。

（2）試験施工

下地処理工の着手に当たっては、事前に洗浄水压及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗（凹凸）量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

1）試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

2）試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の摩耗（凹凸）量調査を以下により実施するものとする。

なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		摩耗(凹凸)量調査	付着強度試験
試験位置	補修箇所1地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	左右側壁及び 底版1箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3個
調査方法	1箇所毎に噴射 圧力を3ケース 調査(全9調査)	測線間隔6cm格子毎 に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎 に、左右側壁及び底版 の全3箇所について、 それぞれ3個の単軸引 張試験
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上 底版：3個の平均値が 1.0N/mm ² 以上。かつ、 個々の値が0.85N/mm ² 以上

（3）下地処理工

- 1）高圧・超高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物及び、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。
また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。
- 2）標準洗浄圧30MPaを想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち試験施工を行い、第10章2.（2）1）③品質管理に示す付着強度を満足する水压を確認し、監督職員に報告しなければならない。

(4) 補修範囲の確認

補修範囲は、別途発注者が示す図面により、各補修の位置及び範囲を確認する。図面に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥離等の劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(5) 表面被覆工（無機系繊維入り）

1) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

2) 不陸調整

不陸（凹凸）の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

3) 被覆工

ローラー、金ゴテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

上記の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部やウィープホール（側壁部、底盤部）部内に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金ゴテ等により平坦に仕上げるものとする。

5) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6) 表面被覆材の材料使用量確認について

表面被覆材の設計量については、側壁は施工厚5mm、底版は施工厚10mmで計上しており、材料使用量は、設計量×（1+K）で計上している。補正係数Kは、0.18とし補正係数には吹付け時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものが含まれている。

また、過年度調査結果から不陸（凹凸）を解消するための表面被覆材使用量を別途見込んでいる。

空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。

(6) ひび割れ補修工（注入工法）

- 1) ひび割れ部のコンクリート表面をワイヤブラシ等で清掃し、幅50mm程度のレイタンスや塵芥を除去の上、シーリングする。注入は低圧かつ低速で注入し、養生後はディスクサンダー等で表面を平滑に仕上げるものとする。

- 2) 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、注入作業等において、温度管理及び養生を行い、注入材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(7) ひび割れ補修工（充填工法）

ひび割れは図面に示すとおり溝はつりを行い、溝内面の汚れ粉等を除去した後プライマーを塗布し充填材を充填し、へら、コテ等を用いて表面を平滑に仕上げるものとする。

(8) 断面修復工

- 1) 水路洗浄工の高圧洗浄の他、ピック、コンクリートブレーカ等を用い脆弱部を除去するものとする。
- 2) 鉄筋が露出している場合は、劣化部の範囲より多少広く設定しコンクリートカッターを入れ、鉄筋背面まではつり、ワイヤブラシ等で入念に錆落としを行った上で清掃し、鉄筋に防錆材を塗布するものとする。
- 3) プライマーは、塗りが残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。
- 4) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。なお、修復厚が3cm以上ある場合は、1層を3cm以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。
- 5) 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(9) 目地補修工（充填工法）

原則として、目地は既設目地と同位置に設けることとする。

既設目地及びバックアップ材を人力によりノミ等を用いてはつり取り、側壁に付着している異物を除去の上、表面をディスクグラインダー等を用いてケレンするものとする。

また、切削面は必要に応じてバーナー等により十分に乾燥させたのち、事前に監督職員に承諾を得たプライマーをローラー、刷毛等により塗布し、充填材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。

水路側壁外からの湧水が有る場合は、あらかじめ監督職員と協議のうえ止水処理又は導水処理を行うものとする。

5. 頭首工左岸進入路工

(1) 水田仮畦畔設置

仮畦畔の設置に当たっては、圃場（水田）の借地範囲の表土を使用するものとし、他の土砂が混入しないようにすること。

(2) 取水管布設

既設の水口から仮畦畔設置後の圃場への用水取水のため、図面に示す取水管を設置するものとする。

(3) 進入路整備

農耕車の乗り入れのため、盛土（購入土（山砂））により市道から圃場への進入路を整備する。なお、盛土にあたっては土木シートを敷設すること。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、次によらなければならない。

(2) 補修工の出来形管理

1) 補修工の施工管理（出来形管理、撮影管理、品質管理）については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）令和5年3月」により実施するものとする。

①出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所割合で処理面を目視確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。
表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	基準値：側壁 +3mm、-0mm 底版 +7mm、-0mm 規格値：側壁 -0mm 底版 -0mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所割合で測定する。1 箇所につき左右側壁及び底版の 3 点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所割合で被覆面を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	全施工面積について、断面が変化すると展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。
ひび割れ注入工	延長	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	注入量	基準値：設計量以上 規格値：設計量以上	注入総量を確認する。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
ひび割れ充填工	延長	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	溝はつり幅	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。 ただし、1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は施工延長概ね10mごとに1箇所の割合で測定する。
	溝はつり深さ	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。 ただし、1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は施工延長概ね10mごとに1箇所の割合で測定する。
	充填量	基準値：設計量以上 規格値：設計量以上	充填総量を確認する。
断面修復工 (左官工法)	長さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	厚さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。 但し、小規模補修(概ね1㎡未満)は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
目地補修工 (目地充填工法)	延長	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	切削幅	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
	切削深さ	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
目地補修工 (目地充填工法)	バックアップ材外観	バックアップ材が目地に対して正しく設置されていること。	各補修箇所を目視確認する。
	外観	目地材が目地に対して正しく充填されていること。 施工面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良がないこと。	各補修箇所を目視確認する。

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種		撮影基準	撮影箇所
下地処理工		施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況 使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影。
表面被覆工 (無機系)		施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
		全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
ひび割れ補修工 (注入工法)		施工(水路)延長概ね 50m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。
		全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
ひび割れ補修工 (充填工法)		施工延長概ね 50m につき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。 補修箇所の溝はつりの幅と深さ、延長を撮影する。
		全 1 回	材料の総使用量がわかるものを撮影する。
断面修復工 (左官工法)	断面修復工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法面積測定状況を撮影する。
		全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

工 種		撮影基準	撮影箇所
断面修復工 (左官工法)	鉄筋処理	施工(水路)延長概ね 50m に つき 1 箇所の割合で撮影す る。	施工状況、使用機械、補修箇所の 延長を撮影する。
目地補修工 (目地充填 工法)	切削工	施工延長概ね 50～100m につ き 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。 切削幅及び深さ(左右側壁及び 底版)を撮影する。 水路側壁外からの湧水がある場 合は、止水又は導水の状況が判 別できるよう撮影する。
			施工状況、使用機械を撮影する。 補修箇所の延長を撮影する。
	目地設置	施工延長概ね 50～100m につ き 1 箇所の割合で撮影する。 全 1 回	材料(充填材、バックアップ材) の総使用量 が分かるもの(空 缶、梱包材等)を撮影する。

③品質管理

品質管理項目は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	試験(測定) 項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
下地処理	付着強度	単軸引張 試験	側壁：個々の値が 1.0 N/mm ² 以上 底版：3 個の平均値 は 1.0 N/mm ² 以上、 かつ個々の試験値は 0.85 N/mm ² 以上。	下地処理後 500 m ² 毎に 3 箇所(左右 側壁及び底版)、1 箇所当 たりの試験数は 3 個
表面被覆工 (無機系)	圧縮強度 (材齢 28 日)	JSCE- K561	21.0 N/mm ² 以上	①供試体の作製：表面被 覆工施工中の材料練り混 ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500 m ² 毎に 1 回 ③供試体：円柱供試体 (φ50mm× 100mm)を 1 回 につき 3 本採取 作成 1 日後に脱型し、材 齢 28 日まで 20℃±2℃ の水中養生

工 種	試験（測定） 項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
	付着強度	単軸引張 試験	側壁：個々の値が 1.0 N/mm ² 以上 底版：3 個の平均値 は 1.0 N/mm ² 以上、 かつ 個々の値は 0.85 N/mm ² 以上。	表面被覆後 500 m ² 毎に 3 箇所（左右 側壁、底版）、1 箇所当 たりの試験数 3 個
断面修復工 （左官工法）	圧縮強度 （材齢 28 日）	JSCE- K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：断面修 復工施工中の材料練り混 ぜ中のものから採取 ②試験頻度：施工延長概 ね 50～100m毎に 1 回 ③試験体：円柱供試験体 （φ 50mm×100mm）を 1 回 につき 3 本採取 作成 1 日後に脱型し、材 齢 28 日まで 20℃±2℃の 水中養生

④管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

（3）工事現場等における遠隔確認について

- 1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- 3）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとし、適用する場合には契約変更の対象とする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するもの

とする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 補修箇所、補修範囲、工法、数量等に変更または追加が生じた場合。
- (2) 工事用材料の規格及び品質に変更が生じた場合。

- (3) 交通誘導員の配置が必要となった場合。
- (4) 水替えが必要となった場合。
- (5) 濁水処理対策が必要となった場合。
- (6) 歩掛調査、諸経費動向調査等を追加する場合
- (7) 第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- (8) 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合。
- (9) 水路内に汚泥、ゴミ等が堆積し、又は植生があり工事の支障となる場合。
- (10) 湧水、止水処理又は仮締切等による施工環境確保の為の対策が必要となった場合。
- (11) その他。

第 13 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6-1）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）によりに通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。

VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

受注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置

を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。

ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負

工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

（７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

（８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記 6.（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】

（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営

	⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
--	--------------------------

9. 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。

受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- 3) 降雨、除雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあるれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

項 目	補 正 値
	4 週 8 休以上
現場閉所率	28.5% (8 日/28 日)以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14 地第759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10 点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

（1）本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（2）発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。

ただし、工事成績評定の合計は100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10 点減ずることとする。

なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2 点を加点評価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。

ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。〕

3) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場 管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の

措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境

省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$
--

※ 補正係数：1.2

16. 工事情報実績システム（CORINS）の登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意しなければならない。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

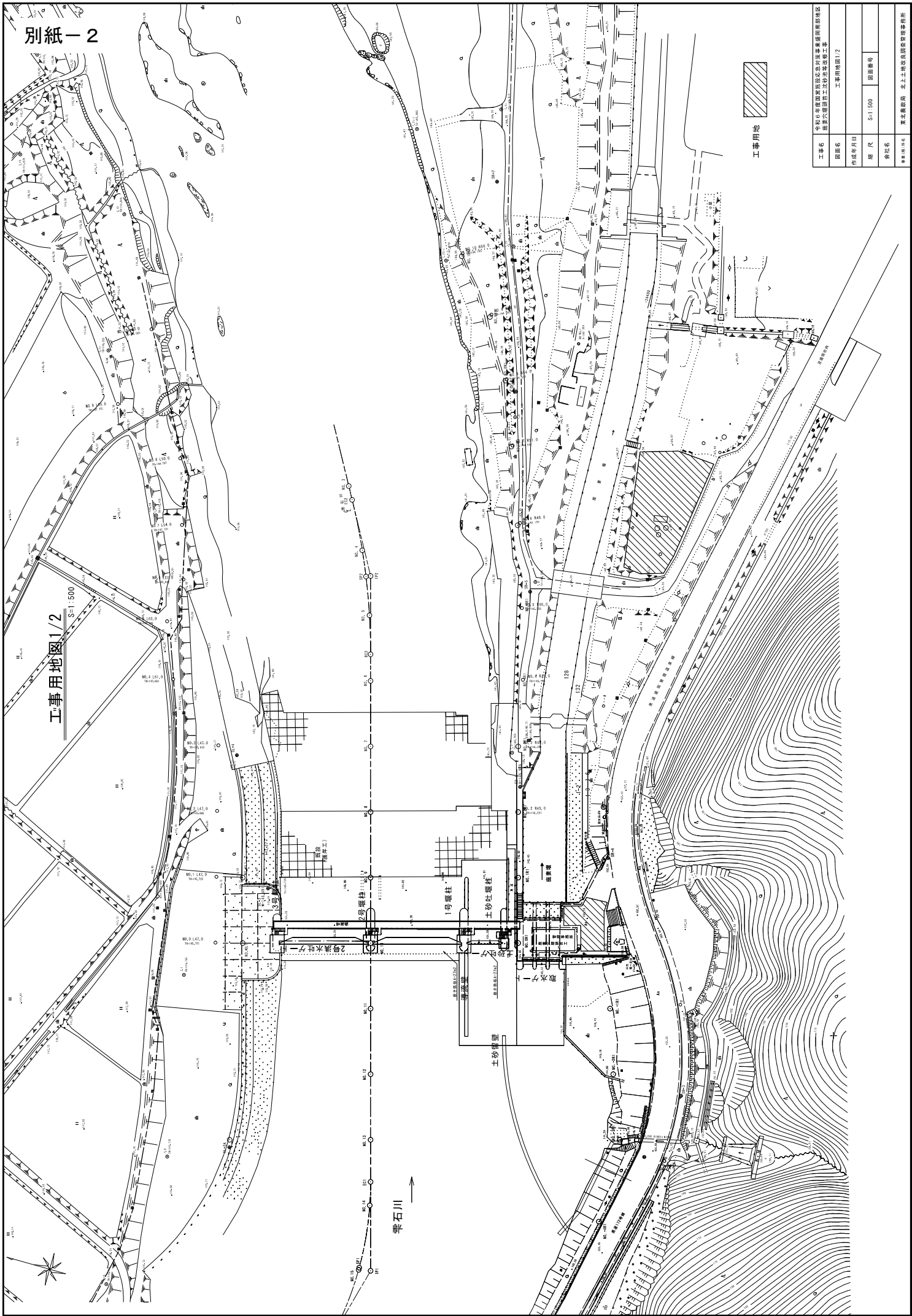
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工を除く）				
1. 沈砂池補修工				
（1）高压洗浄工	沈砂池			
高压洗浄工	30Mpa	m ²	745.000	
（2）表面被覆工	沈砂池			
表面被覆工（吹付）側壁	無機系被覆材（ホ [°] リマーセメントモルタル（繊維入り））	m ²	182.000	
表面被覆工（吹付）底版	無機系被覆材（ホ [°] リマーセメントモルタル（繊維入り））	m ²	563.000	
表面被覆工（不陸調整材料費）	無機系被覆材（ホ [°] リマーセメントモルタル（繊維入り））	kg	5,714	
（3）ひび割れ補修工	沈砂池			
ひび割れ補修工	低压注入工法	m	9.0	
ひび割れ補修工	充填工法	m	3.2	
（4）断面修復工	沈砂池			
断面修復工	断面修復材（ホ [°] リマーセメントモルタル（繊維入り））	m ²	1.600	
劣化部処理	壁, t ≤ 3cm	m ²	1.6	
殻運搬（沈砂池及び取付水路）	無筋コンクリート, DT2t積級, L=7.8km	式	1.0	
殻処理（沈砂池及び取付水路）	無筋コンクリート	m ³	0.1	
2. 取付水路補修工				
（1）高压洗浄工	取付水路			
高压洗浄工	30Mpa	m ²	2,396.000	
（2）表面被覆工	取付水路			
表面被覆工（吹付）側壁	無機系被覆材（ホ [°] リマーセメントモルタル（繊維入り））	m ²	776.000	
表面被覆工（吹付）底版	無機系被覆材（ホ [°] リマーセメントモルタル（繊維入り））	m ²	1,620.000	
表面被覆工（不陸調整材料費）	無機系被覆材（ホ [°] リマーセメントモルタル（繊維入り））	kg	26,082	
（3）ひび割れ補修工	取付水路			
ひび割れ補修工	低压注入工法	m	4.2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(4)断面修復工	取付水路			
断面修復工	断面修復材 (ポ リマーセメントモルタル(繊維入り))	m ²	0.600	
劣化部処理	壁, t ≤ 3cm	m ²	0.6	
(5)目地補修工				
目地補修工	目地充填工法	m	13.0	
3. 頭首工左岸進入路工				
(1)水田仮畦畔設置	天端幅0.3m, 天端高0.3m			
表土掘削	表土	m ²	153	
畦畔設置	天端幅0.3m 天端高0.3m	m	226	
畦畔整形工		m ²	260	
(2)取水管布設 (水口～圃場)	水田①～⑥			
硬質ポリ塩化ビニル管布設	VU φ 100	m	13	
硬質ポリ塩化ビニル管布設	VU φ 150	m	7.8	
硬質ポリ塩化ビニル管布設	片受直管VU φ 75	m	6.0	
硬質ポリ塩化ビニル管布設	片受直管VU φ 100	m	18	
硬質ポリ塩化ビニル管布設	片受直管VU φ 150	m	5.4	
硬質ポリ塩化ビニル管布設	片受直管VP φ 100	m	9.2	
継手等材料費		式	1	
硬質ポリ塩化ビニル管継手	11° 1/4ベンド VU φ 100	個	1.000	
硬質ポリ塩化ビニル管継手	90° ベンド VP φ 75	個	1.000	
硬質ポリ塩化ビニル管継手	90° ベンド VP φ 100	個	1.000	
硬質ポリ塩化ビニル管継手	90° ベンド VU φ 100	個	2.000	
受差し短管	VP φ 75	個	1.000	
(3)進入路整備	水田①～③			
土木シート敷設		m ²	118	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
路体盛土	購入土（山砂）	m ³	26	
法面整形	盛土部	m ²	27	
直接工事費（仮設工）				
1. 仮設工				
（1）養生工				
養生工（沈砂池）	仮囲い内	式	1	
養生工（取付水路）	仮囲い内	式	1	
（2）雪寒仮囲い設置・撤去	沈砂池、取付水路			
雪寒仮囲い	沈砂池、取付水路	m ²	2,689	
（3）人力小運搬				
人力小運搬	仮囲い材	式	1	
2. その他				
（1）技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費（試験費）				
噴射圧力試験	噴射圧力3ケース×3箇所（左右側壁・底版）計9調査	式	1	
付着強度試験（下地処理工）	単軸引張試験3箇所（左右側壁及び底版）／回	回	7	
付着強度試験（表面被覆工）	単軸引張試験3箇所（左右側壁及び底版）／回	回	7	
圧縮強度試験（表面被覆工）	3本／回	回	7	
圧縮強度試験（断面修復工）	3本／回	回	1	



工事名	宇石川河川敷に設置する水源地取水設備工事 宇石川河川敷に設置する水源地取水設備工事			
図面名	工事用地図1/2			
作成年月日				
縮尺	S=1/500			
図面番号				
設計者				
監理者	宇石川河川敷に設置する水源地取水設備工事			

工事用地図2/2

S=1:2500



工事用地



工事名	石井通入路工事用地図2/2		
図面名	図面名	作成年月日	図面番号
縮尺	S=1:2500		
設計者			
監理者			

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （1）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （2）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （3）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （4）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （5）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

令和6年度
国営施設応急対策事業盛岡南部地区
鹿妻穴堰頭首工沈砂池等改修工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面図	1	
3 - 1/2	沈砂池・取付水路補修工展開図(1/2)	1	
- 2/2	沈砂池・取付水路補修工展開図(2/2)	1	
4	沈砂池・取付水路補修工標準図	1	
5	左岸進入路位置図	1	
6 - 1/3	左岸進入路 水田仮畦畔等設置平面図(1/3)	1	
- 2/3	左岸進入路 水田仮畦畔等設置平面図(2/3)	1	
- 3/3	左岸進入路 水田仮畦畔等設置平面図(3/3)	1	
7	沈砂池・取付水路仮設図	1	
合 計		10	